

【EMU バレエスタジオ会員等規約】

第1条（運営管理・名称）

当バレエスタジオは、池村笑微が運営・管理し、名称を「EMU バレエスタジオ」とします。

第2条（理念）

「EMU バレエスタジオ」は、バレエ技術の向上はもちろんのこと、周囲との調和、日常生活での挨拶、礼儀作法やマナーなど人間としての成長をも目指したレッスン・指導を行います。

第3条（入会手続き）

- 1 入会希望者（但し、入会希望者が未成年の場合はその保護者。以下、入会希望者が未成年の場合の保護者を含めて「入会希望者等」という）は、本規約の内容を承諾のうえ、次項に定める手続にしたがって入会手続きを行って下さい。
- 2 入会希望者等は、①必要事項を全て記入した入会申込書、②入会金（1万円と消費税）、③入会月の月謝（会費規定3条参照）、④口座引き落とし申込書を同時に池村笑微に提出して入会申し込みして下さい。
- 3 入会希望者等は、本規約の内容を承諾のうえ前項に定める入会手続きを行い、池村笑微が「EMU バレエスタジオ」への入会を承認した時点で、会員（以下、会員等が未成年者の場合のその保護者を含めて「会員等」という）となります。

第4条（入会金・月謝等）

入会金・月謝等は、会費規定に別途定めます。

会員等は、一旦支払った入会金・月謝等の返還を求めません。

第5条（バレエスタジオ等への重籍）

「EMU バレエスタジオ」は、会員が他のバレエスタジオ等へ重ねて在籍することを禁止しません。

但し、会員が他のバレエスタジオへ重ねて在籍する場合には、その旨をあらかじめ池村笑微までお知らせください。

第6条（レッスン等）

「EMU バレエスタジオ」のレッスン、発表会等については、別途レッスン規定に定めます。

第7条（退会、入会拒否、会員等資格の取消し等）

1 会員等は、以下の各号の手続きにより、「EMU バレエスタジオ」を退会することができます。

- (1) 退会しようとする会員等は、池村笑微の元へ①退会する月初めの1か月前までに必要事項を全て記入した退会申出書を提出し、②退会前最終のレッスンまでに「EMU バレエスタジオ」の会員等として活動中に会員等が貸与を受けた全ての物品を持参して、退会手続きを行って下さい。
- (2) 会員等は、前号の手続きをすべて行い、池村笑微の承認を受けたときに退会します。
- (3) 会員等は、退会手続きをすべて行い、池村笑微の承認を受けるまでは、月謝を負担します。

2 「EMU バレエスタジオ」は、入会希望者又は会員等が以下の各号の一に該当する場合には、入会希望者の入会を拒否し又は当該会員等の会員等資格を取り消します。

- (1) 入会申込書に記載された情報に虚偽の記載がある場合、又は入会申込書の記載に遺漏がある場合
- (2) 実在しない氏名、又は他人の氏名で申し込みをした場合
- (3) 入会希望者等がいわゆる暴力団又はこれに類する反社会的団体の組員、構成員若しくはその関係者（以下「暴力団員等」という）であると池村笑微が認める場合、又は暴力団員等でなくなったときから5年を経過していないと池村笑微が認める場合
- (4) 「EMU バレエスタジオ」の入会金・月謝等の支払いを怠った場合
- (5) その他、本規約に反した場合、又は「EMU バレエスタジオ」の関係者に迷惑又は損害を生じさせた場合

第8条（自己責任原則）

1 会員等は、「EMU バレエスタジオ」の利用にあたり、「EMU バレエスタジオ」の関係者に迷惑又は損害を生じさせないで下さい。

- 2 「EMU バレエスタジオ」は、細心の注意を払ってレッスンを行いますのでレッスン中に会員等へ生じた怪我や窃盗については責任を負いません。
- 3 会員等が「EMU バレエスタジオ」のレッスンへ通う途中に遭遇した事故や窃盗等に関し（「EMU バレエスタジオ」駐車場内での事故等も含みます）、「EMU バレエスタジオ」は一切責任を負いません。

第9条（禁止事項）

会員等は、「EMU バレエスタジオ」に関し、以下の各号に記載した行為を行わないで下さい。

- (1) 「EMU バレエスタジオ」及び他の会員等の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (2) 「EMU バレエスタジオ」及び他の会員等の財産権、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 「EMU バレエスタジオ」及びその他の会員等を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を棄損する行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 「EMU バレエスタジオ」の運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- (5) 前各号の他、本規約、会費規定及びレッスン規定に反する行為
- (6) その他、「EMU バレエスタジオ」の理念（第2条）に照らして、池村笑微が不適切と判断する行為

第10条（個人情報の取扱等）

- 1 「EMU バレエスタジオ」は、会員等の氏名、住所、郵便番号、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、会費等の口座引き落としに必要な情報等（以下総称して「個人情報」と言います）を取得し、当該個人情報の保護に必要かつ適切な措置を講じます。
- 2 個人情報の利用目的は、以下の各号記載のとおりです。
 - (1) 会員等のレッスン内容の向上
 - (2) 「EMU バレエスタジオ」からの連絡文書の送付
 - (3) 会員等からの問い合わせへの対応
- 3 「EMU バレエスタジオ」は、法令定められた場合を除き、当該会員等の同意を得ることなく個人情報を第三者へ提供しません。

- 4 会員等は、個人情報の内容に変更があったときは、速やかに池村笑微に対して届出てください。

第 11 条（肖像の使用）

- 1 会員等は、「EMU バレエスタジオ」の活動風景として自己の肖像等を撮影されることがあることを了承します。
- 2 「EMU バレエスタジオ」は、無償にて当該肖像等を撮影した写真及び映像等を、「EMU バレエスタジオ」のウェブサイトやプロモーションに利用することができます。

第 12 条（本規約等の変更）

- 1 「EMU バレエスタジオ」は、本規約、会費規定及びレッスン規定の内容を適宜変更できるものとし、会員等はこれを了承します。
- 2 本規約、会費規定及びレッスン規定の内容の変更は、「EMU バレエスタジオ」が会員等の連絡先へ通知し、又はスタジオへの掲示その他会員等が認識できる方法により表示した時点から、その効力を生じるものとします。

第 13 条（専属的合意管轄）

「EMU バレエスタジオ」と会員等との間で本規約、会費規定及びレッスン規定並びにレッスン内容に関して紛争が生じたときは、長野地方裁判所上田支部を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（「EMU バレエスタジオ」の連絡先）

- 1 スタジオ所在地
〒386-1321 長野県上田市保野9-1
- 2 連絡先電話番号
090-9359-1392
- 3 電子メールアドレス
im.a.bit.crazy@gmail.com

第 15 条（本規約を定めた日）

平成27年5月13日

附属書類

- 1 「EMU バレエスタジオ会費規定」
- 2 「EMU バレエスタジオレッスン規定」 以上